

山形デザイン専門学校学則

第1章 総則

第1条 本校は学校教育法に基づき、高等学校における教育の基礎の上にデザインに関する学識技能を授け、文化国家建設に寄与する教育をなすと共に民主的・国際的人材の育成を目的とする。

第2条 本校は山形デザイン専門学校という。

第3条 本校の位置を山形市六日町5番26号に置く。

第2章 課程の種類・収容定員・休業日等

第4条

1. 本校に文化教養専門課程を置く。
2. 学科・収容定員・修業年限は次のとおりとする。

<文化教養専門課程>

学 科	昼夜別	入学定員	総定員	修業年限
ビジュアルデザイン科	昼	30	60	2
環境デザイン科	昼	20	40	2

始業及び終業時刻はAM9:00からPM16:40とする。

3. 前項の始業及び終業時刻については、校長が教育上必要と認める場合は変更することがある。

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第6条 学期は次のとおりとする。

前期4月1日から9月30日まで、後期10月1日から3月31日まで。

第7条

1. 休業日は次のとおりとする。
 - (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日（日曜日と重なる場合はその翌日）
 - (3) 夏期休業 7月20日から8月31日まで。
 - (4) 冬期休業 12月25日から1月10日まで。
 - (5) 春期休業 3月20日から4月10日まで。
 - (6) 開校記念日 11月2日
 - (7) その他校長が必要と認めた日。
2. 教育上必要があり、かつやむを得ない事情があるときは、前項にかかわらず休業日に授業を行うことがある。

第3章 入学・退学・休学等

第8条 本校の入学資格は次のとおりとする。

- (1) 文化教養課程
 - (ア) 高等学校を卒業した者
 - (イ) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）

- (ウ) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者
- (エ) 文部科学大臣が認定した者
- (オ) 修業年限が3年の専修学校の高等課程を修了した者
- (カ) 本校において高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者

第9条 入学を希望する者には選考を行い、校長がこれを許可する。

第10条 入学を希望する者は、入学願書に入学検定料を添えて願出しなければならない。

第11条 入学を許可された者は、許可のあった日から10日以内に誓約書等に入学料を添えて提出しなければならない。

第12条 学生が退学しようとする時は、所定の書類にその理由を明記し校長の許可を受けなければならない。

第13条 学生が病気その他やむを得ない事由により欠席する時はその理由を明記し速やかに校長に届けなければならない。

第14条 学生が伝染病にかかり、またはその恐れがある時、その他校長が必要と認める時は、その学生に対し出席停止を命ずることがある。

第15条 学生が親族の死亡により忌引き休みを願出た時はこれを許可することがある。

第16条 学生及び保護者の氏名、本籍、住所の変更等身上事項について移動があった時は速やかに届け出なければならない。

第4章 教育課程・授業時数・卒業等

第17条 本校の授業時数は別表のとおりとする。

第18条 進級・卒業は各科目ごと出席率7割以上で試験（知識・技能）によって単位を認定する。進級は正規の科目、その他の科目等を含めて78単位とする。但し、文化教養専門課程の1単位は48分×15回を基準とする。

第19条

1. 本校の卒業資格、専門士の称号認定は次のとおりとする。
 - (1) 文化教養専門課程は156単位以上取得した者。
2. 校長は前項に定める者について卒業と認め卒業証書を授与する。
3. 校長は文化教養専門課程の修了者（前項に定める者）に、文部科学省告示第84条に基づき、専門士(文化教養専門課程)の称号を授与する。

第5章 教職員組織

第20条 本校に次の教職員を置く。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 校 長 | 1名 |
| (2) 教 員 | 5名 |
| (3) 講 師 | 15名 |
| (4) 助 手 | 0名 |
| (5) 事務職員 | 1名 |
| (6) 校 医 | 1名 |

第6章 授業料・入学料及び入学検定料

第21条

1. 本校の授業料、入学料及び入学検定料は次のとおりとする。

<文化教養専門課程>

学 科	授業料 (年額)	入学料	入学検定料	維持費 (年額)	研究実習費 (年額)
ビジュアルデザイン科	550000	100000	20000	150000	200000
環境デザイン科	550000	100000	20000	150000	200000

2. 授業料は出席の有無にかかわらず毎年4月末までに前期6ヶ月分を9月末までに後期6ヶ月分を納入しなければならない。
3. 入学料は本校指定の日迄に納入しなければならない。
4. 維持費は本校指定の日迄に納入しなければならない。
5. 正当な理由がなく、かつ所定の手続きを行わずに授業料3ヶ月以上滞納し、その後に於いても納入の見込みがつかない時は退学を命ずることがある。
6. 3月31日までに入学辞退の意思表示をした者については、原則として納付した授業料及び諸会費等の返還に応じる。

第7章 賞 罰

第22条 学生がその成績、品行ともに優れ、他の模範となるときは褒賞することがある。

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを退学させることがある。

1. 品行不良で改善の見込みがないと認められる者。
2. 学力劣等で成績向上の見込みがないと認められる者。
3. 正当な理由がなく、出席常でない者。
4. 学校の秩序を乱し、学生としての本分に反した者。

第8章 雑 則

第24条 この学則の実施について必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この学則は令和2年4月1日から実施する。